

平成 29 年度 助成金

基本方針及び募集要項

申請は随時受け付けしています

第 1 回助成審査 申請締切日：平成 29 年 5 月 31 日（必着）

第 2 回助成審査 開催未定※

※第 2 回目の審査は、第 1 回の応募状況に応じて開催を検討いたしますのでご了承ください。

◆ はじめに

浄土宗ともいき財団は、仏教精神に基づいた社会貢献活動の推進、支援、助成を事業のひとつとしており、その一環として、浄土宗寺院・浄土宗教師、関係団体（浄土宗教師が所属する団体など）が、自ら企画し実施する公益性のある事業に助成金を支出しております。

これは、浄土宗寺院・浄土宗教師、関係団体の行う取り組みが地域社会をよりよいものにし、地域のすべての方々に提供されることを願うとともに、寺院の公益性の高まりを目指すものです。

公益性のある事業を行っているご寺院、関係団体におかれましては、多数の応募をお待ち申し上げます。

なお、助成の可否、助成金額につきましては、当財団に設けました助成審査委員会による審査を経て決定されます。

1. 対象団体（目的）について

（1）浄土宗寺院・浄土宗教師もしくは関係団体（浄土宗教師が所属する団体等・法人格の有無は問いません）

「申請者」は、当該活動を行う個人又は組織の代表者となります（寺院の場合…代表役員、関係団体の場合…代表者・委員長等）。

対象団体（目的）を限定するのは、当財団の助成が、全国各地に約 7000 力寺ある浄土宗寺院（法人等）を拠点とし、寺院のもつネットワークや立地、空間、文化を活かして、地域の豊かなともいき社会が実現されることを願うからです。

とくに、他の寺院（超宗派の寺院、僧侶を含む）や他の団体（自治体、青年会議所、商工会議所など）と協働、協賛して行う活動を奨励します。

なお、「仏教精神に基づいた社会貢献活動」に助成するもので、**宗教的な布教のみであるもの、営利目的の事業には助成を行いません。**

（2）対象外の活動（目的）

- 営利目的の団体・活動
- もっぱら宗教的な教義や慣行、組織（宗派等）を布教することを目的とするもの
- 「会員」や「施設等の入居者のみ」といった特定の方が対象となる活動

（3）その他、対象となる活動

- 他の団体と同一のプログラムで行っている活動において、当該プログラムの他に「自ら企画し実施する応募団体独自の取り組み」が含まれているもののみは対象とします。
- 災害対策、被災地支援で対象を被災地に限っている場合は対象とします。

（助成対象事業の詳細につきましては、「3. 助成対象事業」を参照ください）

2. 助成金

●助成交付額 1件 最大 100万円

※ただし、事業内容によっては、増額も検討します。

3. 助成対象事業

高齢化社会への対応	
内 容	高齢者支援、介護者、要介護者支援など高齢化社会に対する活動
活動例	訪問介護・看護等地域福祉に関する取り組み、独居老人に対する取り組み など

地域活性化	
内 容	その地域の活性化や、住民同士のつながりをつくり気持ちを豊かにするための活動
活動例	地域の見守り、地域交流イベント、講演会、コンサート、展覧会 など

社会的弱者への支援	
内 容	生活困窮者、障がい者など社会的弱者に関する活動
活動例	路上生活者に対する炊き出し、医療・福祉に関するワークショップ など

心の問題への取り組み	
内 容	様々な不安感の緩和を目的とする活動
活動例	悩み相談、傾聴ボランティア、ターミナルケア など

災害対策・被災地支援	
内 容	災害に関する地域住民支援の活動
活動例	防災に関するワークショップ、災害地における傾聴ボランティア など

教育・体験活動

内 容	体験活動等を通じて、参加者の豊かな人間性を養うことを目的とした活動
活動例	子ども会などの子育てサポート、ひとり親家庭への子育て支援 など

文化の継承

内 容	地域の伝統文化、歴史を継承する活動
活動例	講演会、展覧会、ワークショップ など

環境問題改善の取り組み

内 容	希少動物の保護、水質・大気汚染等の環境問題改善のための活動
活動例	植樹など環境保全に関する取り組み など

犯罪防止・更生

内 容	非行、薬物等、犯罪の防止あるいは更生を促す活動
活動例	薬物依存による更生施設の運営、交流会 など

他文化共生

内 容	外国人を含む他地域の文化との交流、相互理解を深める活動
活動例	国内での外国人に対する取り組み、日本語学校 など

その他

内 容	上記以外に公益に資すると認められる活動
-----	---------------------

4. 選考基準

以下の選考基準に則り、助成審査委員会で選考を行います。また、当助成は他の寺院（超宗派の寺院、僧侶を含む）や他の団体（自治体、青年会議所、商工会議所など）と協働、協賛して行う活動を奨励します。

選考基準	説明
(1) 事業の公益性	布教教化活動などの宗教者として取り組む活動と明確に区別され、仏教精神に基づいた活動が社会課題の解決に結びついている。地域を巻き込んだ取り組みであり、お寺が地域社会の場として機能している。また、不特定多数の人を対象として、活動内容が自発的、主体的に行われている。
(2) 実現可能性	目的設定や活動の枠組みが明確かつ内容が適切に作成されており、実現可能な方法である。

5. 中間評価

事業実施日に、事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、当財団の職員が現地に訪問します。

6. 助成期間（回数）

基本的には1年（1回）といたしますが、事業内容により最大5年間（5回）とします。ただし、毎年の現地訪問および審査によっては、短縮する場合があります。

7. 対象となる経費

経費は、助成決定された用途に基づく事業費のみ対象となります。経費は以下の例を参考にしてください。

費目	内容
会場費	会場使用・設営費用
消耗品費	体験活動などの材料費
印刷製本費	資料・ポスター・パンフレット等のコピー・印刷など
通信運搬費	郵送料、宅配便代など
広告宣伝費	実施事業の開催告知などを、新聞・雑誌等で広告するための費用 立看板・横断幕・パネル等の制作費
旅費交通費	事業を実施するために必要な出張旅費や交通費など
諸謝金	講師、指導者、演奏者、通訳など外部の専門家に対する謝金

※職員給料手当、事務所家賃、水道光熱費等の管理費は助成金の対象外です。

8. 対象となる事業の実施期間

平成 29 年度事業（2018 年 3 月 31 日） までの期間中に実施される事業

9. 助成申請の受付について

申請は随時受け付けしています。

第1回助成審査 申請締切日：平成29年5月31日（必着）

※第2回目の審査は、第1回の応募状況に応じて開催を検討いたしますのでご了承ください。

申請時に提出いただく書類

助成申請希望者は、以下の書類を郵送またはメールにて提出してください。

- ・助成申請書、収支計画表
- ・定款、規約、会則など団体の組織運営がわかるもの ※関係団体のみ
- ・役員名簿またはそれに準ずるもの
- ・直近の事業報告書と決算書類など過去の実績がわかるもの
- ・過去の活動写真データ（選考の際に、重要な参考資料となります）

写真データは、メールまたは記録メディア（CD-R）等で郵送にてご送付ください。記録メディアのご返却は基本的にいたしません。

助成申請書類の送付先

●郵送の場合

〒105-0011 東京都港区芝公園 4-7-4

浄土宗ともいき財団 行

●メールの場合

tomoiki-info@jodo.or.jp

（浄土宗ともいき財団代表アドレス）

※申請書データは、当財団 HP (<http://tomoiki.jp>) からダウンロードいただけます。

10. 助成金の使用について

助成金は、虚偽の申請・報告、または実施後の報告がないなどの場合は返還を求めることがあります。

11. 助成表示について

当財団の助成金は、皆様からのご寄付、浄土宗からの交付金の一部を財源としています。これらの財源が公益事業を支えていることを広く知っていただくために、下記の助成表示マークを必ずつけていただいています。

チラシ・ポスター等の配布用印刷物を作成する際、または web サイトにバナー掲載が可能な場合は必ず掲示・配布をしてください。なお、作成後は、事務局まで、1部お送りください。

助成表示マーク

① □ゴ（縦）

② □ゴ（横）



助成表示マークは、ホームページの「助成金支援」のページよりダウンロードしてください。

URL <http://tomoiki.jp/activity/revitalize/subsidy.html>

※ロゴマークの拡大・縮小以外の加工は禁止します。

12.個人情報の取り扱いについて

浄土宗ともいき財団が助成申請に際して収集した個人情報は、助成事業に関する事務手続き、助成金の募集案内、助成に関連する案内、各種お知らせのみの目的に利用します。

13.その他

① 申請受付後の事業計画の変更・中止

申請受付後に、申請した事業の内容を変更・中止する場合は、速やかに当財団事務所にご連絡ください。

② 広報について

当財団の業務遂行上、申請者名、事業名等を公表させていただきます。また当財団の公式フェイスブックやパンフレットで助成対象事業の活動をご紹介させていただきます。ご希望の方は開催内容等の掲載原稿と写真素材等を tomoiki-info@jodo.or.jp にお寄せください。

※ホームページにも情報を掲載しております。(http://tomoiki.jp)

助成金交付の流れ 申請から交付、報告までの流れは以下の通りです。

